

短期入所利用料金表

多床室

令和6年8月1日現在

基準額

第4段階 ご本人及び配偶者が住民税課税、または預貯金額が基準額（単身500万・夫婦1,500万）を超える方

介護度	介護サービス費 (2割負担)	食費	居住費	合計 (2割負担)
要支援1	¥469 (¥938) /日	¥1,445 /日	¥915 /日	¥2,829 (¥3,298) /日
要支援2	¥579 (¥1,158) /日	¥1,445 /日	¥915 /日	¥2,939 (¥3,518) /日
1	¥634 (¥1,268) /日	¥1,445 /日	¥915 /日	¥2,994 (¥3,628) /日
2	¥703 (¥1,406) /日	¥1,445 /日	¥915 /日	¥3,063 (¥3,766) /日
3	¥776 (¥1,552) /日	¥1,445 /日	¥915 /日	¥3,136 (¥3,912) /日
4	¥846 (¥1,692) /日	¥1,445 /日	¥915 /日	¥3,206 (¥4,052) /日
5	¥915 (¥1,830) /日	¥1,445 /日	¥915 /日	¥3,275 (¥4,190) /日

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方

第3②段階 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金・非課税年金の合計が年間120万以上の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
要支援1	¥469 /日	¥1,300 /日	¥430 /日	¥2,199 /日
要支援2	¥579 /日	¥1,300 /日	¥430 /日	¥2,309 /日
1	¥634 /日	¥1,300 /日	¥430 /日	¥2,364 /日
2	¥703 /日	¥1,300 /日	¥430 /日	¥2,433 /日
3	¥776 /日	¥1,300 /日	¥430 /日	¥2,506 /日
4	¥846 /日	¥1,300 /日	¥430 /日	¥2,576 /日
5	¥915 /日	¥1,300 /日	¥430 /日	¥2,645 /日

第3①段階 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金・非課税年金の合計が年間80万以上120万以下の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
要支援1	¥469 /日	¥1,000 /日	¥430 /日	¥1,899 /日
要支援2	¥579 /日	¥1,000 /日	¥430 /日	¥2,009 /日
1	¥634 /日	¥1,000 /日	¥430 /日	¥2,064 /日
2	¥703 /日	¥1,000 /日	¥430 /日	¥2,133 /日
3	¥776 /日	¥1,000 /日	¥430 /日	¥2,206 /日
4	¥846 /日	¥1,000 /日	¥430 /日	¥2,276 /日
5	¥915 /日	¥1,000 /日	¥430 /日	¥2,345 /日

第2段階 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金・非課税年金の合計が年間80万以下の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
要支援1	¥469 /日	¥600 /日	¥430 /日	¥1,499 /日
要支援2	¥579 /日	¥600 /日	¥430 /日	¥1,609 /日
1	¥634 /日	¥600 /日	¥430 /日	¥1,664 /日
2	¥703 /日	¥600 /日	¥430 /日	¥1,733 /日
3	¥776 /日	¥600 /日	¥430 /日	¥1,806 /日
4	¥846 /日	¥600 /日	¥430 /日	¥1,876 /日
5	¥915 /日	¥600 /日	¥430 /日	¥1,945 /日

第1段階 世帯全員が住民税非課税で生活保護を受給している方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
要支援1	¥469 /日	¥300 /日	¥0 /日	¥769 /日
要支援2	¥579 /日	¥300 /日	¥0 /日	¥879 /日
1	¥634 /日	¥300 /日	¥0 /日	¥934 /日
2	¥703 /日	¥300 /日	¥0 /日	¥1,003 /日
3	¥776 /日	¥300 /日	¥0 /日	¥1,076 /日
4	¥846 /日	¥300 /日	¥0 /日	¥1,146 /日
5	¥915 /日	¥300 /日	¥0 /日	¥1,215 /日

- 「介護サービス費」には、『サービス提供体制加算Ⅱ～18円』『夜勤職員配置加算～13円』が含まれます。
- 要支援の方には『夜勤職員配置加算』は含まれません。 ■『機能訓練体制加算12円』は10月から算定予定
- 上記の料金以外に送迎加算片道184円（2割負担の方は368円）が別途加算されます。
- 1カ月分の介護サービス費に対して14.0%の額が介護職員処遇改善加算として上乗せされます。（介護職員等処遇改善加算Ⅰ）
- 食費は、朝食365円・昼食598円・夕食482円と1食ごとの単価となります。
- 療養食加算は1日3食を限度とし、1食あたり、8単位が加算されます。

お問い合わせ

〒068-1195 石狩郡新篠津村第45線北12番地

TEL 0126-57-2730
FAX 0126-57-2732

社会福祉法人 新篠津福祉会

特別養護老人ホーム

新篠津福祉園